

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定特定相談支援事業所及び児童福祉法に基づく
相談支援事業所「JOY ゆめサポート」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 JOY明日への息吹一が設置するJOYゆめサポート（以下「事業所」という。）が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児相談支援事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、指定計画・地域・基本相談支援、及び指定障害児相談支援を利用する障害者又は障害児の保護者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な相談支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。
- 2 事業の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立におこなわれるように努めるものとする。
- 4 前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容を遵守する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（非常勤兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 2名（常勤兼務2名・非常勤兼務 1名）

相談支援専門員は、利用者の日常生活全般に関する相談、サービス利用計画及び障害児支援利用計画の作成、継続的なモニタリング等を行い適切な障害福祉サービスの利用が行われるようにする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 JOYゆめサポート
- (2) 所在地 福岡県福岡市博多区上川端町6番10号

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、joyひこばえの休園日を除く。
- (2) 営業時間 午前10時から午後5時までとする。

(指定特定相談支援・指定一般相談支援・指定障害児相談支援事業の内容)

第6条 事業所で行う指定計画・地域・基本相談支援、及び指定障害児相談支援（以下、「計画相談支援等」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活全般に関する相談
 - (2) 地域の障害福祉事業者等の情報提供
 - (3) サービス利用計画の作成及び評価
 - (4) 訪問による継続的なモニタリング
 - (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (6) 子どもの発達に関する相談と支援
 - (7) 障がいの受容相談と支援
- (1) から (4) に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

(利用者等から受領する費用及びその額)

第7条 事業者は、法定代理受領を行わない計画相談支援等を提供した際は厚生労働大臣が定める基準により、算定した額を利用者等から受領する。

- 2 事業者は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して計画相談支援等を行う場合には、それに要した交通費の支払いを利用者から受けることができる。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関の実費相当分を徴収するものとする。
- 4 事業者は、第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。
- 5 事業者は、第2項及び第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 事業者は、計画相談支援等を提供している支給決定障害者等が当該計画相談支援等と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。）又は高額障害福祉サービス費算定基準額（令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額をいう。以下同じ。）を超えるときは、事業者は、当該指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等に通知するものとする。

（計画支援等給付費の額に係る通知等）

第8条 事業者は、法定代理受領により市町村から計画支援等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該計画支援等給付費の額を通知しなければならない。

- 2 事業者は、利用者から法定代理受領を行わない計画支援等に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した計画支援等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、福岡市とする。

（計画相談支援等を提供する主たる対象者）

第10条 事業所において計画相談支援等を提供する主たる対象者は、特定しないものとする。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（苦情解決）

第12条 事業者は、その提供した計画相談支援等又はサービス利用計画に位置付けた障害福祉サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、その提供した計画相談支援等に関し、法第十条第一項、の規定により市町村が行う報告若しくは文章その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、その提供した計画相談支援等に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県が行う報告若しくは計画相談支援等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業者は、その提供した計画相談支援等に関し、法第四十八条第四項において読み替えて適用する同条第一項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の

提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは計画相談支援等事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 6 事業者は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第三項から前項までの改善の内容を都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。
- 7 事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(苦情解決)

第12条 事業所は、提供した計画相談支援等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、これを掲示することにより利用者等に周知徹底を図る。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
- 3 事業所は、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により実施する調査又はあっせんのできる限り協力する。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対する相談支援等の提供により事故が発生した場合は、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年3回

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の計画相談支援等事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者等に対する計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該計画相談支援等を提供した日から5年間保存するものとする。

- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 明日への息吹と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 法改正に伴い平成25年4月1日から施行する。
- 3 この規程を、平成30年4月1日から改正する。